

広島県告示第九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律〔平成六年法律第三十号〕第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次のとおり指定医療機関の名称を変更した旨の届出があった。

平成二十二年二月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称		所 在 地	変 更 年 月 日
新	旧		
医療法人社団杏善会 初鹿内科胃腸科医院	医療法人社団杏善会 初鹿内科医院	三原市中之町一丁目二番 一〇号	平成二十二年一月一日
椋薬局	みずほ薬局	安芸郡府中町大須二丁目一 番一号イオンモール広島府 中ソレイユ二階	平成二十二年一月一日